

【学校給食(停止・再開)届書 Q & A】

～年度当初から給食の停止を希望する方向け～

Q1. 年度当初から給食を停止したい場合または飲料を除く学校給食全て停止したい場合(=牛乳のみ喫食)、提出は必要ですか？

必要です。給食開始日の前日までに届書を学校へ提出してください。

※届書の提出がない場合、1食も給食を喫食していなくても給食費は発生します。必ず停止希望日の前日(土日祝を除く)までに提出して下さい。

Q2. 年度当初から飲料のみ停止を希望する場合、提出は必要ですか？

提出は不要です。年度当初からの飲料のみ停止は、学校に提出された「学校におけるアレルギー疾患対応調査票」を基に対応させていただきます。

Q3. 新年度の給食停止を希望する場合、学年とクラスの欄はどのように記入したらよいですか？

新年度の学年を書いてください。クラスの欄は記入不要です。

Q4. 現在子どもが小学6年生です。新年度の給食停止を希望する場合、届書を提出する学校と学校名の欄はどうしたらいいですか？

進学予定の中学校に提出してください。また、届書は進学予定の中学校名、学年は1年と記入してください。新年度の給食開始日の前日までに届書を中学校に提出してください。

Q5. 現在子どもが小学6年生です。中学校は吉川市外の学校に通う予定です。届書の提出は必要ですか？

必要ありません。

Q6. 現在子どもが小学3年生です。転居により4年生からは吉川市内の他の学校に転校予定です。新年度から給食停止を希望する場合、届書の提出は必要ですか？

必要です。新年度の転校先に提出してください。

～年度途中で給食停止・再開を希望する方向け～

Q1. いつまでに提出したらよいですか？

給食を停止・再開したい日の前日まで(土日祝日を除く)に学校へ提出して下さい。
郵送する場合は、給食を停止・再開したい日の前日まで(土日祝日を除く)に学校必着です。余裕をもって郵送してください。

Q2. 電話(口頭)で停止、再開の連絡はできますか？

できません。届書を学校へ直接持参、または郵送で提出して下さい。

Q3. 停止開始日を5/15と記入しましたが、届書の提出が5/16になりそうです。5/15から停止できますか？

できません。学校が届書を受領した日の翌日から停止扱いとなります。(その場合、5/17から停止扱いとなります。)5/15.16は給食を喫食していなくても給食費は発生します。

※給食を停止・再開したい日の前日まで(土日祝日を除く)に学校へ提出して下さい。

郵送する場合は、給食を停止・再開したい日の前日まで(土日祝日を除く)に学校必着です。余裕をもって郵送してください。

Q4. 年度途中で飲料のみ停止を希望する場合、提出は必要ですか？

必要です。飲料のみ停止を希望する場合は、月の途中で変更はできません。学校が受領した日の翌月からの対応となります。前月までに提出をしてください。

Q5. 給食停止期間を6/3から6/27と記入し届出しましたが、6/20から給食を再開したい場合は、給食再開の届書は必要ですか？

もう一度届書の提出が必要になります。6/19までに給食再開の届書を提出して下さい。

Q6. 給食停止期間を6/3から6/27と記入し、届出しましたが、停止期間を延長する場合、給食停止の届書は必要ですか？

もう一度届書の提出が必要になります。6/27までに給食停止の届書を提出して下さい。
その際の停止期間は6/28～と記入してください。

Q7. 吉川市外へ転出します。給食停止の届書は必要ですか？

必要ありません。転出が決まり次第、学校へ早めに連絡をしてください。

Q8. 現在吉川市内の学校へ通っており、給食を停止しています。転居により吉川市内の他の学校へ転校をする場合、転校先へもう一度届書を提出する必要はありますか？

必要です。転校が決まり次第、転校先の学校へ提出してください。